

邑南町債権管理条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、邑南町債権管理条例(平成31年邑南町条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(台帳の記載事項)

第2条 条例第5条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (3) 債権発生原因及び発生年月日
- (4) 債権の金額
- (5) 履行期限及び履行方法に関する事項
- (6) 延滞金、遅延損害金その他の徴収金に関する事項
- (7) 督促に関する事項
- (8) 時効に関する事項
- (9) 担保(保証人の保証を含む。)に関する事項
- (10) 納付又は納入の履歴及び交渉経過に関する事項
- (11) 財産調査に関する事項
- (12) 滞納処分及び強制執行等の措置に関する事項
- (13) 前各号に掲げるもののほか、町の債権の管理のため町長等が必要であると認める事項

(債務者に関する情報の共有)

第3条 条例第6条第1項に規定する規則で定める情報は、前条各号に掲げる事項とする。

2 条例第6条第1項の規定による情報の利用又は収集は、当該情報の利用又は収集をしようとする所管課長が当該情報を保有する所管課長に、書面により照会するものとする。

3 前項の規定による照会を受けた所管課長は、遅滞なく、当該照会を行った所管課長に、書面により回答するものとする。

(督促)

第4条 条例第7条に規定する督促は、別に定めがあるものを除き、履行期限後30日以内に行うものとする。

2 前項の督促は、別に定めがあるものを除き、督促を発した日から起算して、14日以内の日を納付又は納入の期限として行うものとする。

(報告)

第5条 条例第17条の規定により議会に報告する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 債権の名称

- (2) 放棄した債権の件数及び額
- (3) 放棄した理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長等が必要と認める事項
(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。